



もみじ

W  
 PA Certified Public Tax Accountants Office  
 パワーアライアンス税理士事務所

News

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所  
 税理士 若杉 治  
 〒151-0073  
 東京都渋谷区笹塚3-37-1  
 第1花井ビル2F  
 TEL 03 (5365) 4744(代)  
 FAX 03 (5365) 4745  
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	.	.

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント

災害に対応する「セーフティネット保証4号」 台風や地震等の自然災害により、売上減少等の影響を受けている中小事業者の資金繰り支援として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度。国から災害地指定等され、一定要件を満たした場合に適用されます。本年7月の大雨では大仙市や秋田市等が地域指定されました。

# 職業安定法の改正

(平成三十年一月以降)

職業安定法は、労働者の募集・職業紹介等の基本的な枠組みについて定められた法律です。

平成二十九年三月三十一日に改正法が公布され、順次施行されます。

今回は、主に平成三十年一月以降に施行されるものを取り上げていくこととします。

## 一 改正概要

改正法により、「職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化」のため次のことが実施されます。

- ① ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。
- ② 職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付ける。

③ ハローワークでも職業紹介事業者に関する情報を提供する。

④ 求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告（従わない場合は公表）など指導監督の規定を整備する。

⑤ 募集情報等提供事業（求人情報サイト、求人情報誌等）について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針で定めるとともに、指導監督の規定を整備する。

⑥ 求人者・募集者について、採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に、その内容を求職者に明示することを義務付ける。

## 【施行日】

- ①：公布（平成二十九年三月三十一日）から三年以内
  - ②、④、⑥：平成三十年一月一日
  - ③：平成二十九年四月一日
- ## 二 平成三十年一月施行

(一) 職業紹介事業者の情報提供  
職業紹介事業者のサービスが多様化する中、求職者と求人者に

よる適切な職業紹介事業者の選択が行えるよう、各職業紹介事業者に対して紹介実績等に関する情報の提供（インターネット上のサイトへの掲載等）が義務付けられます。

具体的な提供事項は次のとおりです（一部抜粋）。

① 有料職業紹介事業者の紹介による就職者の数および就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数

② 無期雇用就職者のうち、早期離職者の数（解雇により離職した者および就職した日から六か月を経過した後に離職した者を除きます）

③ 手数料に関する事項  
④ 返戻金制度に関する事項  
返戻金制度とは、紹介により就職した者が早期離職等をした場合に、紹介先の雇用主から徴収すべき手数料の全部または一部を返戻する制度等をいいます。

(二) 労働条件の明示等  
労働条件明示等の際に、職業紹介事業者および求人者がすべきことが定められています。ここではその一部について触れま

す。

## ① 労働条件の明示

職業紹介事業者および求人者は、求職者に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間など一定の労働条件を、可能な限り速やかに明示しなければなりません。原則として、求職者等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示することとされます。

また、明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないうこととされています。

## ② 書面明示事項の追加

職業安定法では、労働条件のうち一定事項（例えば、業務の内容、契約期間、就業場所、労働時間、賃金、社会保険や労働保険の適用）について、書面交付等により求職者に対し明示することとされています。

- 書面交付等による明示事項として次のものが追加されました。
- ・試用期間に関する事項
  - ・労働者を雇用しようとする者の氏名または名称に関する事項
  - ・労働者を派遣労働者として雇

用しようとする場合は、その旨

③ 労働時間、賃金に関する明示

職業安定法に基づく指針において、次のものが明示事項に追加されました。

・裁量労働制により一定労働時間労働したもののみならず場合は、その旨。

・固定残業代（一定時間分の割増賃金を定額で支払うこととするもの）を採用する場合は、固定残業代の算定基礎として設定する労働時間数、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働に対し追加支払いをすることも明示。

・有期労働契約が試用期間の性質を有する場合、従事すべき業務内容の明示は、当該試用期間終了後に従事すべき業務ではなく、当該試用期間中に従事すべき業務の内容を明示。

④ 変更、削除、追加の明示

次のいずれかに該当する場合は、労働契約の締結前に新たな労働条件の明示をすることが義

務づけられます。

・当初の明示と「異なる内容」の労働条件を提示する。  
例 基本給三〇万円 ↓ 基本給二八万円

・当初の明示の「範囲内で特定」された労働条件を提示する。  
例 基本給二五万円から三〇万円 ↓ 基本給二八万円

・当初に明示した労働条件を「削除」する。  
例 基本給二五万円、営業手当三万円 ↓ 基本給二五万円のみとする。

・当初に明示していなかった労働条件を「新たに追加」する。  
例 基本給二五万円 ↓ 基本給二五万円、営業手当三万円。

③ 求人者に対する指導、罰則等

① 指導・助言・改善命令等

職業安定法の施行にあたり必要があると思われる場合は、厚生労働大臣が求人者に対して指導・助言をすることができるとされました。

また、労働条件明示についての一定のルールに反している求人者に対し、厚生労働大臣によ

る是正措置または勧告をすることができ、従わなかったときは、その旨を公表することができるとされました。

② 罰則

虚偽の条件を提示して、公共職業安定所または職業紹介を行う者に求人申込みを行った者については、六か月以下の懲役または三〇万円以下の罰金に処せられることとなります。

④ その他

職業紹介事業者の責務等に次のものが追加されました。

① 苦情の適切な処理

職業紹介事業者は、職業安定機関、特定地方公共団体及び他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者又は求人者からの苦情（あつせんを行った後の苦情を含む）があった場合に迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

② 早期離職等に関する事項

職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る）に対し、当該就職した日から二年間、転職の勧奨を行っ

てはならないこと。

③ 職業紹介事業者の選任

「職業紹介責任者」の選任基準として、過去五年以内に職業紹介責任者講習を修了していることが追加されました。

④ 許可の有効期間更新の申請期限

有料職業紹介事業の許可の有効期間更新は、許可の有効期間が満了する日の三か月前（従来は三〇日前）までに、所定の申請書を提出しなければならぬとされました。なお、この改正は平成二十九年十月より施行されています。

三 求人者の不受理に関する改正

就職後のトラブルの未然防止を図るため、ハローワークや職業紹介事業者等で、一定の労働関係法令に違反する求人者や暴力団員等による求人者を受理しないことが可能とされます。

これについては、公布（平成二十九年三月三十一日）から三年以内に施行することとされましたので、今後の動向にご注意ください。

## 国民年金保険料の後納制度

国民年金保険料の後納制度は、時効で納めることができなかった保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

※ 過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了しました。

### 1 後納の効果

後納制度を利用することで、年金額の増加につなげていくことや、受給資格発生に必要な期間(平成29年8月1日から、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受給できるようになりました)を満たし、年金受給資格を得られる場合があります。

※ 60歳以上で、既に老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みができません。

### 2 納付する保険料

過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額が付き(例 平成26年度の保険料を後納するときは、当時の月額保険料15,250円に170円が加算され、15,420円となります)。

### 3 納付までの手順

- ① 後納保険料納付申込書を年金事務所に提出します。その際、加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要となる場合があります。
- ② 年金事務所において審査を行い、審査後に納付書が送付されます。
- ③ 納付書により金融機関等で納付します。

後納可能な期限まで1年弱となりました。利用をお考えの方は年金事務所(ねんきん加入者ダイヤル)にご相談ください。

日本年金機構のホームページより、申込書と記入例をダウンロードすることもできます。

## 賞与支払届の提出(社会保険)

事業主が被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を年金事務所に届け出ます。

賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、その標準賞与額に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額です(標準賞与額には上限額の定めがあり、健康保険では同一年度内の累計で573万円、厚生年金保険は1か月あたり150万円とされています)。

保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与や資格喪失月に支払われた賞与など、保険料徴収の対象とならない賞与についても賞与支払届には記載することに注意を要します(健康保険制度において同一年度内の標準賞与額の累計を行うため)。

### 未払賃金の立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、未払賃金の一定範囲について国(労働者健康安全機構へ委託)が事業主に代わって支払う制度です。次の要件を満たす者が対象です。

- ① 労災保険の適用事業場で一年以上にわたって事業活動を行ってきた事業主に雇用され、  
企業の倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した者。  
法律上の倒産の日又は労働者が労働基準監督署に申請して事実上の倒産が認定された日の六か月前の日から二年の間に退職した者。  
立替払いされる額は、未払賃金の総額の100分の80の額です(退職日の年齢に応じ、上限額が定められています)。